

平成30年度 練馬区立上石神井小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本方針

学校は、子供達にとっていじめのない安全な場所であり、安心して過ごすことができる場所でなければならない。そのために、全教職員は「いじめを許さない」という強い決意をもち、学校における教育活動全体においてその決意を展開するものとする。

2 対策方針の基本的な考え方**(1) 「豊かな心」を育成することは、いじめをしない、許さない子供の育成につながる。**

ここでの「豊かな心」とは、一人一人の違いを認め、個性を尊重することができること。思いやりをもって友だちに接することができること。善悪の判断ができ、その判断に基づいて行動できること。ダメなことはダメと言える強い意志をもち行動できること。

(2) 教職員がいじめ問題に対応するための資質を向上させることは、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につながる。

必要とされる教員の資質とは、(1)で述べた児童の育成に必要な教育技術の力。子供達の思いや願いを受け止めることのできる児童理解の力。児童や保護者の気持ちに寄り添うことのできる教育相談の力。問題が発生した時に適切に対応できる危機管理能力。

(3) 子供達にかかわる大人（教職員、保護者、地域）が同じ願いをもって連携し、組織的に教育活動を開することは、いじめのない地域・学校づくりにつながる。

私達大人の願いは、子供達が心身とも健やかに成長することである。それぞれの場所でどのような組織で子供達を育てるのかの役割分担を明確にし、円滑な意思の疎通と連携が行われることで、教育効果は大きくなる。

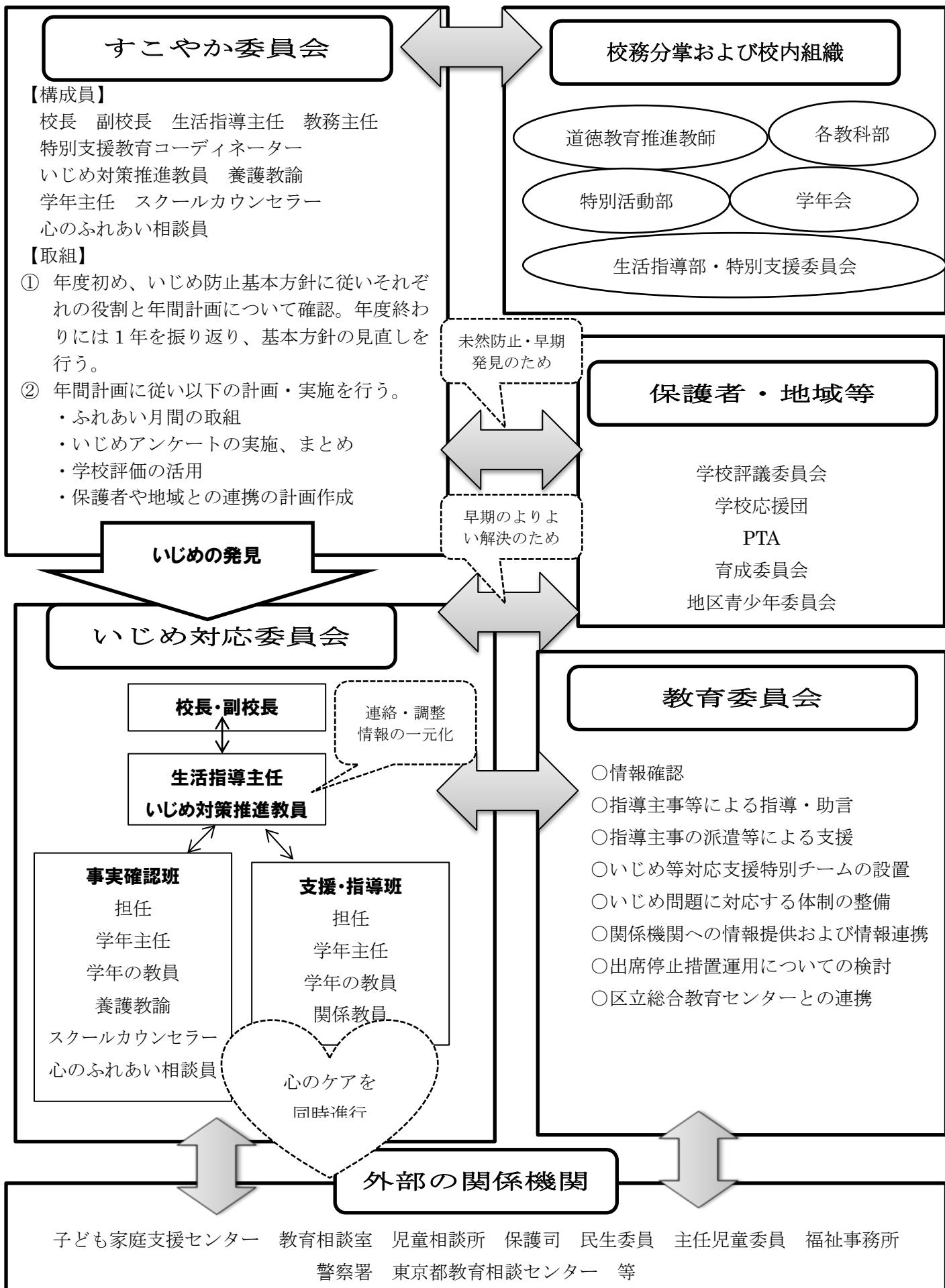
3 学校の取組**(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置****① いじめ防止基本方針の策定**

いじめ防止基本方針は、学校・保護者・地域の代表が参画し、子供達の実態を踏まえて策定するものとする。それぞれが組織的に対応すると同時に、互いに連携・協力しながらいじめの防止を目指すものとする。以下は、具体的な取組と連携の計画である。

	学校	保護者	地域
4月	登下校指導 SCとの面談、意識調査		
	保護者会		
5月	振り返りアンケートの実施 情報モラル(SNS)講習会(5年)		
	個人面談の実施		
6月	ふれあい月間① いじめアンケートの実施		

7月	振り返りアンケートの実施		育成（川遊び）
	保護者会の実施		
8月		地区登校班の行事	育成（川遊び）
9月	登下校指導		
	保護者会		
10月	振り返りアンケートの実施		
11月	ふれあい月間② いじめアンケートの実施		
12月	振り返りアンケートの実施		
	個人面談の実施		
1月			地域餅つき大会 育成（かるた大会）
	保護者会		
2月	ふれあい月間③ いじめアンケートの実施		
3月	振り返りアンケートの実施		
	保護者会		

② 組織の設置



(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○道徳教育の推進および人間関係構築力等の育成

本校の道徳教育の充実をめざして以下の手立てをとる。特に、内容項目2「他の人とのかかわり」に関する授業の充実を計る。

- ・資料が、ねらいとする価値に迫るために適切であったかを常に振り返り、よりよい年間計画の作成を行う。(振り返り…毎時間後、年間指導計画の修正…年度末)
- ・1～3年次研修の授業研究に道徳を必ず扱うこととし、若手の指導技術の向上をめざす。また、それ以外の教員も参観や協議会に参加することを通して、道徳の研修の場となるようにする。
- ・道徳の授業で作成した指導案や教材、資料等を整理・保管し、誰もが活用できるようにする。整理は4つの内容項目毎に行い、特に「他の人とのかかわり」に関する教材の充実に努める。
- ・地域の人材や保護者をゲストティーチャーとして迎えるなどして、人とかかわりながら道徳的価値を高める授業を計画していく。また、そのような授業を通して保護者・地域との連携を深める。

○情報モラル教育の充実

5年生の児童とその保護者を対象とした情報モラル教室を開催している。また、5年生では社会科で情報社会を取り上げた单元を学習する。携帯電話の所有率が増加し、PCのインターネット機能を使いこなすことができるようになるこの時期に、それらの学習を充実させることは、正しい使い方をさせるために効果的である。しかし、昨今問題となっている携帯電話やPCを用いたいじめを防止するためには、低学年から人とよりよくかかわるためのマナーやルールをきちんと教え、身に付けておくことが必要である。そのため、東京都や練馬区のSNSルールを踏まえて「上小SNSルール」を作成し指導に当たる。

○コミュニケーション能力の育成などを取り入れた教育活動の推進

教育活動の様々な場面で様々な人とかかわる場を設定し、人とかかわることの大切さや楽しさを実感できるようにする。以下はその活動例である。

- ・年間7回の「たてわり活動」を設定する。(給食と長い昼休み)たてわり活動を設定することにより、遊びの輪を学級の友達はもちろん他学級、他学年へと広げることが可能となるようになる。また、全校児童が一斉に遊ぶことを通して、遊びのルールやトラブルの解決を自分達で解決できるようになることをねらう。
- ・発達段階に応じて話し方、聞き方の約束を設定し、各教室に掲示する。コミュニケーションの基本である話す・聞くスキルの向上をねらう。
- ・他学年との交流が可能な学習活動を計画的に取り入れている。上級生が下級生に伝える立場であるとき、上級生は下級生のことを考えて言葉を選んだり表現の仕方を工夫したりする。下級生はその姿をモデルとして、相手を思いやる態度や学習の仕方を学ぶことをねらう。

○体験活動の充実

たてわり班活動の充実。1つの班に1～6年生までが入り、たてわり遊びやたてわり給食などを通して年間を通して異年齢集団での交流を深めることをねらう。交流の中で、高学年は下級生への思いやりの気持ちをもってリーダーシップの發揮し、班をまとめるために見通しをもって準備しながら企画力や実践力を高める体験ができる。中学年や低学年は、リーダーである高学年への憧れの思いをもちながら活動に協力することで楽しい時間を過ごす体験を重ねていくことができる。

- 自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む教育活動の充実
 - ・自尊感情等を育むためには、家庭と同様「自分を見てくれている」「自分を大切に思ってくれる」という実感を児童がもつことが必要である。そのため
 - ・学校生活のあらゆる場面において、児童のよさやがんばりをみつけ伝えていくことを心掛け、学級経営の中に具体的な工夫を取り入れる。(道徳の時間、学級活動の工夫など)
 - ・児童同士が互いを認め合い、伝え合う雰囲気を作り出し、それを具体的に実現する場を設定する。

② 児童の主体的な活動の促進

○児童会の取組

- ・あいさつが円滑な人間関係の第一歩であると位置づけ、ふれあい月間（11月）の期間中にあいさつ運動を展開する。
- ・自分たちの学校生活の中で改善すべきことを見つけ、解決策を考え、それを全校児童に呼び掛け実行する。児童自ら、問題に向き合い、解決するプロセスを児童会（本校では代表委員会）が中心となって行う。

③ 教職員の指導力の向上

○いじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力等の向上

- ・4月の職員会議において、いじめ問題に対する本校の姿勢や組織、対処の仕方について「いじめ防止基本方針」をもとに研修を行い、教職員全体が共通理解できるようにする。
- ・いじめ問題や児童理解の促進、教育相談などをテーマとして取り上げ、テーマに応じた講師を招いた生活指導全体会を夏休みに実施する。
- ・区や都で企画された研修会に積極的に参加することを促す。また、生活指導朝会の時間を活用してそこで学んだことを学校に還元できるよう紙面又は口頭で報告を行うようにする。

○教職員の不適切な行為や体罰に関する研修の実施

- ・管理職による服務研修を定期的に実施する。
- ・教員同士のコミュニケーションを円滑にするため、学年会・専科会を定期的に設定する。また、気になることを気軽に話す、素直に耳を傾ける人間関係を教員同士で築くように心掛け、その中で児童についての情報交換や児童への接し方への助言ができるようになることを目指す。

○情報モラルに関する指導力の向上

- ・ICT教員来校時、情報モラルに関する内容を取り上げてもらう。特に、インターネット上に書き込まれた誹謗中傷を削除する方法を取り上げてもらう。
- ・生活指導担当者研修会で取り上げられたインターネット上のトラブルについての情報を、生活指導朝会で取り上げ伝達する。また、近隣校や警察から情報が入った場合はその都度職員に伝え、どのようなトラブルが起きているかを伝えるようにする。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

○調査等による把握

- ・年3回のふれあい月間では、必ずいじめ実態調査を行い、一人一人の悩みを発見する機会とする。また、身の回りの状況を記入してもらいより広い情報収集を行う。学期末や行事等の振り返りアンケ

一トでも児童の友達関係や内面などを読み取り、いじめの早期発見に繋がるようにする。実態調査を行う際、児童が事実を事実として回答できるような場の設定や用紙の回収の工夫が必要である。実態調査でいじめられている、或いはいじめを見聞きした、と回答した児童に対しては個別の面談を行い、正確な情報収集を行う。その結果いじめの実態があると判断した場合、早急に対応する。

○教職員による把握

- ・「いじめ発見のポイント」を示し、子供の状態から早期発見する手がかりとする。

1 表情・態度

- 挨拶しても返さない。
- 笑顔がなく沈んでいる。
- ぼんやりとしていることが多い。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 無理に、はしゃいでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 周りの様子を気にし、おどおどしている。
- 感情の起伏が激しい。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因不明の傷などがある。
- けがの原因をあいまいにする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れたり、ポケットが破けたりしている。
- 洋服が汚れていたり、破けたりしている。
- 服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等学習用具が隠される。
- ノートや教科書、体育着などに落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。

4 言葉・行動

- 他の子供から、言葉かけを全くされていない。逆に、他の子供から「うざい」「気持ち悪い」「汚い」等の悪口を言われる。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 職員室や保健室に付近でうろうろしている。すぐに保健室に行きたがる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 「〇〇菌」といった不快に思う呼び方を友達からされている。
- 付き合う友達が急に変わる。教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- プロレスごっこ等にいつも参加させられている。
- よくけんかが起きる。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

- 教師と目を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師とかかわろうとしない、避けようとする。

② 教育相談の充実

○児童が相談しやすい校内体制の工夫

・悩み事の相談に限らず、子供達が気軽に教職員と話すことのできる雰囲気を作り出せるようにする。担任だけではなく、全教職員が相談相手であり、学校のあらゆる場面が相談の場であるという認識をもち、それを児童に伝えていくことが大切である。具体的な場として、委員会活動、クラブ活動、たてわり班活動、保健室の来室時、専科の時間等が考えられる。

○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との関わり

- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員は、相談室で児童の来室を待つだけではなく、相談室を出て児童と触れ合う機会をもつようにする。授業の参観をしたり、給食と一緒に食べたりするなどの時間を年間を通して計画的に設定する。計画作成は、特別支援コーディネーターを中心に行う。このような機会を通して、児童が気軽に相談室に来室できるようにする。
- ・相談室が相談ごとだけではなく気軽に話をしてよいところであることを伝える一方、「相談室の約束」を児童にはっきりと伝え、カウンセラーや相談員との信頼関係を保ち安心して話せる場でも同時に伝える。また、相談の必要性がある児童で自ら行くことのできそうにない児童については、他の児童がいない放課後の時間を活用したり、担任が付き添ったりするなどの手立てを講じる。
- ・誰が相談室に来室したか、担任への報告を行う。その中で、担任の対処が必要だと思われたものについてはすぐに話された内容についても報告を行う。対応の中でも、カウンセラーや相談員とのかかわりを必要に応じてもつようとする。

○多面的な相談体制の構築

- ・子供達が放課後を過ごす学童クラブや児童館では、学校では見られない言動があるものである。また、学級や学年の枠を超えた人間関係が見られる場所もある。そこで、定期的（長期休業前）に連絡を取り合い、互いに気になる人間関係を報告したり既にトラブルが起きている場合には注意して見守ることを確認をしたりできるようにする。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

○本校のいじめの実態や対応方針等について

- ・年度当初の保護者会において、この「学校いじめ基本方針」に基づき教職員のいじめに対する考え方や対応の仕方等を説明すると同時に、保護者に協力してほしいこと、いじめがあるのではと思った時の対処の仕方などを明確に伝える。
- ・学校便りは、各家庭と地域に配布されている。そこで、ふれあい月間（6月・11月・2月）の学校便りに、ふれあい月間の意図や学校での取組等を紹介する。また、「思いやり」「勇気」「個性の尊重」等テーマを決め、いじめを防ぐために学校や家庭で必要なことを内容に取り入れるようにする。
- ・本校の「いじめ防止基本方針」を学校のHPに載せ、本校での取り組みを周知する。
- ・校外におけるいじめの情報が、積極的かつ円滑に学校に伝達されるための仕組みを整備し、地域と学校が一体となっていじめ防止に取り組む意識を醸成する。
- ・地域行事等への児童生徒の積極的な参加を促し、地域社会における体験的な学びの充実に努めることで、児童の健全育成を図る。

○情報モラルに関する啓発

- ・毎年6月、5年生を対象に実施する情報モラル講習会に併て開かれる保護者対象の講習会への参加を促す。対象を地域・全学年の保護者とする。保護者は、児童在学中の6年間で一度は参加することが望ましい。
- ・「上小SNSルール」を作成し、保護者に伝える。また、各家庭でのSNSルールを作成するように働きかける。
- ・中学校での携帯電話所持率が上昇することを踏まえ、6年生の卒業前に小中連携の関係にある上石神井中学校と連絡を取り合い、中学校の実態を踏まえた指導を行う。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童への支援

○事実関係の聴取

- ・いじめられる児童に対し、何を話しても安全であり教職員が一丸となり守る体制であることを伝えることで信頼関係を気付き、安心感をもたせる。
- ・その上で、どんなことをされたのかを事実確認をしていく。いつ、誰に、どんなことをされたのかを時系列的に正確に聞き、記録する。必要に応じて、一緒にいた友達や周りで見ていた友達にも話を聞き、事実確認を行う。
- ・聞き取りは担任に限らず、児童が一番安心して話すことのできる者が行うようとする。
- ・聞き取りを行ったことによりいじめが重ねて起こらないよう最大の配慮をする。

○保護者と一体になった支援

- ・事実を正確に報告し、「被害者を守る」という学校の方針を確実に伝える。そして、誠実に対応することにより、信頼関係の構築に努める。
- ・学校への要望や批判は謙虚に受け止め、学校の対応に非がある場合には、素直に認め謝罪する。
- ・全容が分かるまでは、加害者の保護者への連絡を控えるように依頼する。

② いじめる側の児童への実効性のある指導

○毅然とした指導の徹底

- ・いじめる側の児童の指導については、全教職員が「いじめは許さない」とする毅然とした態度で一丸となって臨む。状況が改善されない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行うこともある。
- ・毅然とした指導には、「自分のことも大切に思ってくれている」という実感を児童がもてるような接し方が必要であり、その実感があればこそ、指導が生かされる。

○組織的かつ継続的な観察や指導

- ・担任や一部の教員が抱え込むのではなく、「いじめ対応委員会」を中心に全教職員が解決にあたることを共通理解する。そのためにも、いじめにかかる情報を伝える場を設けるようにする。
- ・緊急性を伴う指導が終了した時点でいじめが解決したと安心することなく、児童にかかる教職員が様々な場面で児童の言動に注意し、望ましくない言動は注意し、望ましい言動を認めるようにする。この時、どの教員も等しく評価してあげることが大切である。

○保護者と一体となつたいじめの改善

- ・事実を正確に報告し、被害者の状況を伝え、深刻さを認識してもらう。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性、誰もが加害者や被害者になる可能性を伝え、理解と協力を求める。
- ・保護者の心理を理解しつつ、いじめは許されない行為であるという毅然とした姿勢かつ学校の方針を伝える。

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- ・周囲の子供が「いじめを見て見ぬふりをしない」よう日頃の授業（道徳や特別活動等）で指導する。また、どんな行為がいじめとなるのか、児童が判断できるようになるための指導も行う。いじめを扱うこれらの授業は年間指導計画に盛り込み、発達段階に応じた内容で全学年が実施するようにする。
- ・周囲の児童がいじめについて知っているながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱え

ていることがあることを踏まえ、勇気をもって伝えた児童を守り通すことを宣言する。

④ 学校組織全体でのいじめの対処

○教職員間における共通理解

- ・いじめが認められ教職員が一丸となり対処するためには、いじめの状況について共通理解を計らなければならない。児童の誰が、誰に対して、いつ、どのようなことが行われたかのいじめの経緯と教職員の誰が、誰に対して、どのような面談や指導を行うかの対処についての共通理解が必要である。
- ・共通理解の上組織的な対処をするために、生活指導主任がいじめの経緯等についての情報を取りまとめて全教職員に伝える場を設けるようにする。

○教職員の役割と責任の明確化

- ・生活指導主任はいじめに対処するために、管理職と相談していじめ対応委員会の構成員を決め、できるだけ早く委員会を開く。いじめの概要を予め聞き、1回目の委員会で対処のための役割分担と進め方を確認する。
- ・対処として事実関係を確認する者と児童への指導を行う者が必要である。確認された事実に基づき、適切な指導ができるように委員会を必要に応じて開くようとする。
- ・委員会において話し合われた指導の内容については、校長が最終判断を下す。

○いじめの疑いがある行為への対処

- ・いじめられているのではないかと思われる児童に対して個別に話を聞く場を設ける。気にかかる点を示し、本人がどのような気持ちでいるのかをじっくりと聞くようとする。その結果、いじめであると判断した場合は、上述のような対処を行う。いじめではないと判断した場合でも継続して様子を観察するとともに、常に教員が見守っているという安心感をもたせるようとする。
- ・いじめという認識をもたずに友達に対して望ましくない言動をとる児童に対しては、その言動がいじめにつながる、もしくはいじめであるということを厳しく指導する。

⑤ 重大事態への対処

○重大事態が発生した場合

- ・早急にいじめ対応委員会を開き、対処を話し合う。
- ・学校生活におけるいじめられている児童の安全を第一に考えた対処を真っ先に行う。具体的には、登下校の見守り、学級に担任以外の大人にいてもらう、いじめられた児童が安心できる場所の確保、いじめた児童の別室で過ごさせる等である。
- ・教育委員会と連携し、いじめの対処についての指導・助言をしてもらう。

○児童や保護者的心のケア

- ・児童や保護者の声に真摯に耳を傾け、解決に向けて教職員が毅然とした態度で臨むことを伝え、信頼関係の構築に努める。
- ・カウンセラーや心のふれあい相談員との面談を積極的に活用する。カウンセラーや相談員は、面談の様子を報告し児童や保護者への接し方に生かすことができるよう助言を行う。
- ・噂の広まりで周りの児童や保護者が動搖するがないように、学校としての考え方をできるだけ早く伝える場を設定する。（下記の通り）

○保護者・地域、関係機関等との連携

- ・早急に説明会を開き、重大事態についての経緯など正確な情報を伝え、学校としての方針を伝える。また、保護者や地域の声に誠実に耳を傾け、答えることができるようとする。
- ・教育委員会と連携・協働し、事態の收拾に向けた最も適切な対処を講じる。学校だけでは解決が困難な事態又は犯罪行為として取り扱われる事態が生じている場合は、以下の機関との連携を強化する。
【 東京都教育相談センター、警察署（少年センター）、児童相談所、子ども家庭支援センター、福祉事務所など】

○重大事態への対処に関する結果等の報告

- ・重大事態が起きるまでの経緯、対処の状況等を記録したものをまとめ保管するようとする。

⑥ インターネット上のいじめ（ネットいじめ）への対応

○いじめられる側の児童を守るための対応

- ・書き込みをした人物が特定できた場合は、直ちに削除させる。
- ・書き込みをした人物が特定できない場合は、以下の要領で削除を依頼をする。

削除したい情報が掲載されている場所の「管理人（掲示板・ブログ等の作成者）」へ削除依頼をする



「管理人」が対応をしてくれない、「管理人」の連絡先がわからない場合は、削除したい情報が掲載されている場所を管理している「サイト管理者・サービス事業者（掲示板・ブログの運営会社等）」へ削除依頼をする



「サイト管理者・サービス事業者（掲示板・ブログの運営会社等）」の連絡先がわからない場合には、削除したい情報が掲載されている場所のドメイン（※1）を WHOIS（※2）で検索し「ドメイン名の登録者」に削除依頼をする（ドメイン名の登録者を検索できるサービスを提供しているサイトがあります。検索エンジンから「whois」などのキーワードで検索してください）

※1 ホームページのアドレスは http://www.から始まりますが、その次に続く英数字組み合わせ部分

例：こたエールのドメインは「tokyohelpdesk.jp」

※2 WHOIS の詳細はこちら（株式会社日本レジストリサービス）



検索エンジンの検索結果を削除したい場合、元のページが削除されれば、一定期間を経て検索結果として表示されることもなくなるが、早急に削除を求めたい場合は、削除手続きを検索エンジンに対して行う

参考：プロバイダ責任制限法関連情報 Web サイト（名誉毀損・プライバシー関係の送信防止措置ガイドライン）

- ・インターネット上の書き込みによるいじめが見つかった場合、学校内でもいじめが起きていないか必ず確かめなければならない。
- ・削除が困難で悪質なものは教育委員会に報告の上、警察に相談する。

○いじめる側の児童への対応、いじめの周囲の児童および保護者等への対応

- ・書き込んだ人物が特定できた場合、直ちに削除させ、学校において指導を行う。
- ・書き込みをした人物が誰で何人いるのか、見ていただけの人物は誰か等ネットいじめの広がりの状況を調査し、それぞれに応じた指導を行う。

- ・書き込みをした人物が特定できない場合、学級全体または学年全体に対して指導を行い、ネットいじめが悪質ないじめであること、書き込みをした人物を特定し厳しく指導すること等を伝える。
- ・書き込みをした児童の保護者に対して、ネットいじめの情報を正確に伝え、学校の指導の方針とともに、家庭における携帯電話やインターネットの利用について保護者として厳しく監督するよう話す。ネットいじめが広がっている場合は、臨時の保護者会を開き、状況の説明と指導を行う。

⑦ 校種間および関係機関との一層の連携

○入学時・卒業時における的確な情報伝達

- ・保幼小連携を重視し、入学前の児童に関する情報（児童の行動特性や対人関係の特徴等）を入手し、学級編成や入学後の指導に役立てる。情報の聞き取りは1年担任が当たり、次年度の1年生担任に引き継ぐ。また、いじめ等のトラブルが発生した時には、入学前の児童の様子について隨時聞き取りを行うことを確認し合う。

- ・6年生が卒業する前に、進学先である中学校と児童についての情報提供の場を設定する。個人の情報はもちろん、在学中に起きた出来事で学級編成をする上で必要と思われる情報も伝えるようにする。また、中学入学後に情報提供を求められた場合はできる限り協力する。児童の進学先が私立中学校である場合、人間関係を形成する上で必要と思われる情報については提供の場がなくても積極的に伝えるようにする。

○関係機関との情報共有

- ・複雑な家庭環境をもつ児童が増加している。子ども家庭支援センターや児童相談所、主任児童委員等とかかわりがある児童については、互いの情報をやりとりし指導に役立てる。ケース会議には、担任等が参加し児童についてできる限り正確に情報を得るようにするとともに、関連機関との協力の在り方を検討する場とする。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

① 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

- ・年度末に一年間の取組状況を点検し、次年度の行事予定も考慮して見直しを行う。

② 定期的ないじめに関する調査

- ・アンケートの内容、実施方法が適切であるか実施毎に教員の意見を聞き取り、見直しをする。
- ・いじめの対処を通してアンケートが有効だったか振り返る。

③ 学校評価を通した教職員による評価及び改善

- ・教職員による学校評価に、児童理解や教育相談、いじめへの対応などに関する項目を設け、各自が自己評価し、次年度の改善に役立てる。さらに学校全体の評価をまとめ、次年度の学校全体の取組の改善や研修内容の検討に役立てる。

④ 児童および保護者等の評価および参画

- ・学校評価（児童用・保護者用）のいじめ問題にかかる項目から、いじめ防止基本方針に書かれた内容が実現できているかを確認し、次年度の取組の改善につなげる。